

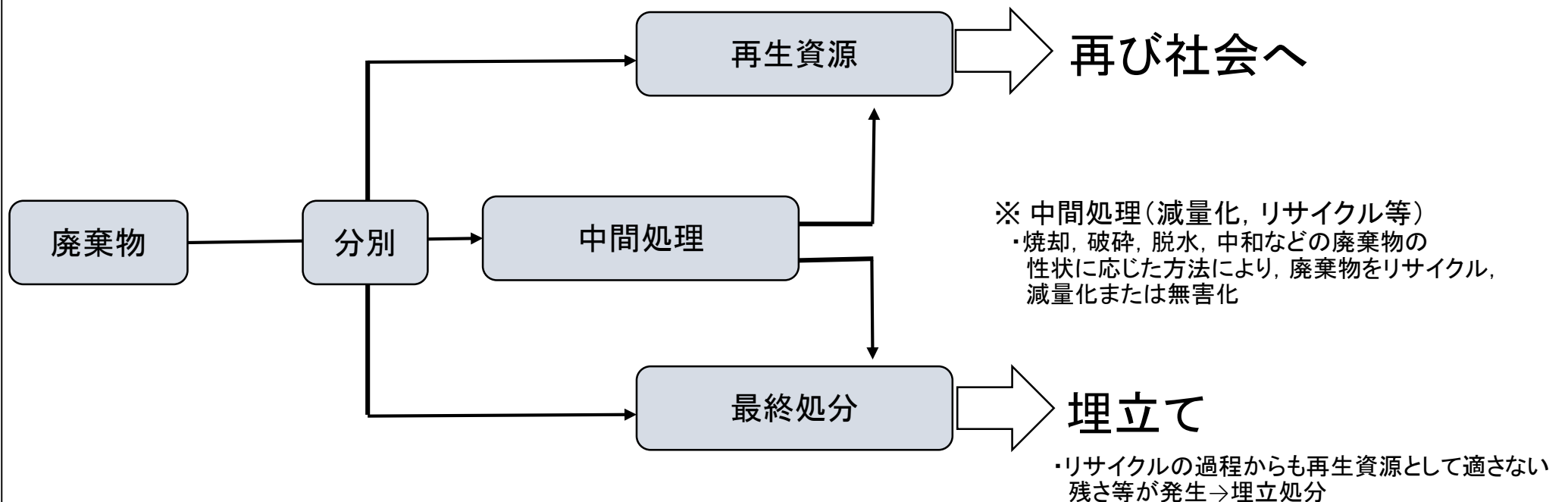
1 本県廃棄物処理の現状①

廃棄物とは？

○廃棄物の種類

- ・工場や工事現場などの事業活動によって出る廃棄物⇒産業廃棄物
- ・家庭や会社の事務室などから出る廃棄物⇒一般廃棄物

○廃棄物の処理の過程



本県廃棄物処理の現状②

県内の産業廃棄物排出量及び処理状況

- ➡ 県内における産業廃棄物の排出量は平成30年度で約1,155万トンで、平成25年度に比べて増えています
近年の好景気を背景として、県内の経済活動が活発化し、排出量が増加したと考えられます
排出された産業廃棄物は、約96%が再生利用(リサイクル)、減量化されています
しかし、約4%は最終処分(埋立て)されています

〔排出量及び処理状況の推移〕

(単位:万トン)

年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度
排出量	1,112.8 (100%)	1,105.3 (100%)	1,154.7 (100%)
再生利用量	697.9 (63%)	632.9 (57%)	581.5 (50%)
減量化量	367.3 (33%)	392.8 (36%)	525.1 (45%)
最終処分量	47.5 (4%)	79.5 (7%)	48.1 (4%)
(石炭火力発電所発生分を除いた最終処分量)	(18.5)	(14.3)	(14.5)

※端数処理の関係から、100%にならない場合があります

(出典)茨城県産業廃棄物実態調査(平成30年度版)

本県廃棄物処理の現状③

最終処分場の種類

最終処分場は、埋立てる廃棄物の種類などによって3つに分けられます

種類	特徴(一般的なもの)	県内の状況
安定型最終処分場	○遮水構造をもたないため、汚水が発生しない産業廃棄物のみを埋立てています (1)廃プラスチック類 (2)ゴムくず (3)金属くず (4)ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (5)がれき類	7施設
管理型最終処分場 → 今回整備を計画	○有害物が国の定める溶出基準※以下の産業廃棄物(燃え殻, ばいじん, 無機性汚泥, 石綿含有廃棄物, 廃石こうボード, 建設混合廃棄物 等)を埋立てています ○埋立地の周囲に影響を与えないよう管理しています (水を通さない遮水構造となっています)	4施設 [エコフロンティア かさま ほか3施設]
遮断型最終処分場	○有害物が国の定める溶出基準を超える産業廃棄物(有害な燃え殻, ばいじん, 汚泥, 鉱さい等)を埋立て ○埋立場所は, 鉄筋コンクリートにより地中や水とは遮断された構造となっており, 半永久的な管理が必要となります	0施設

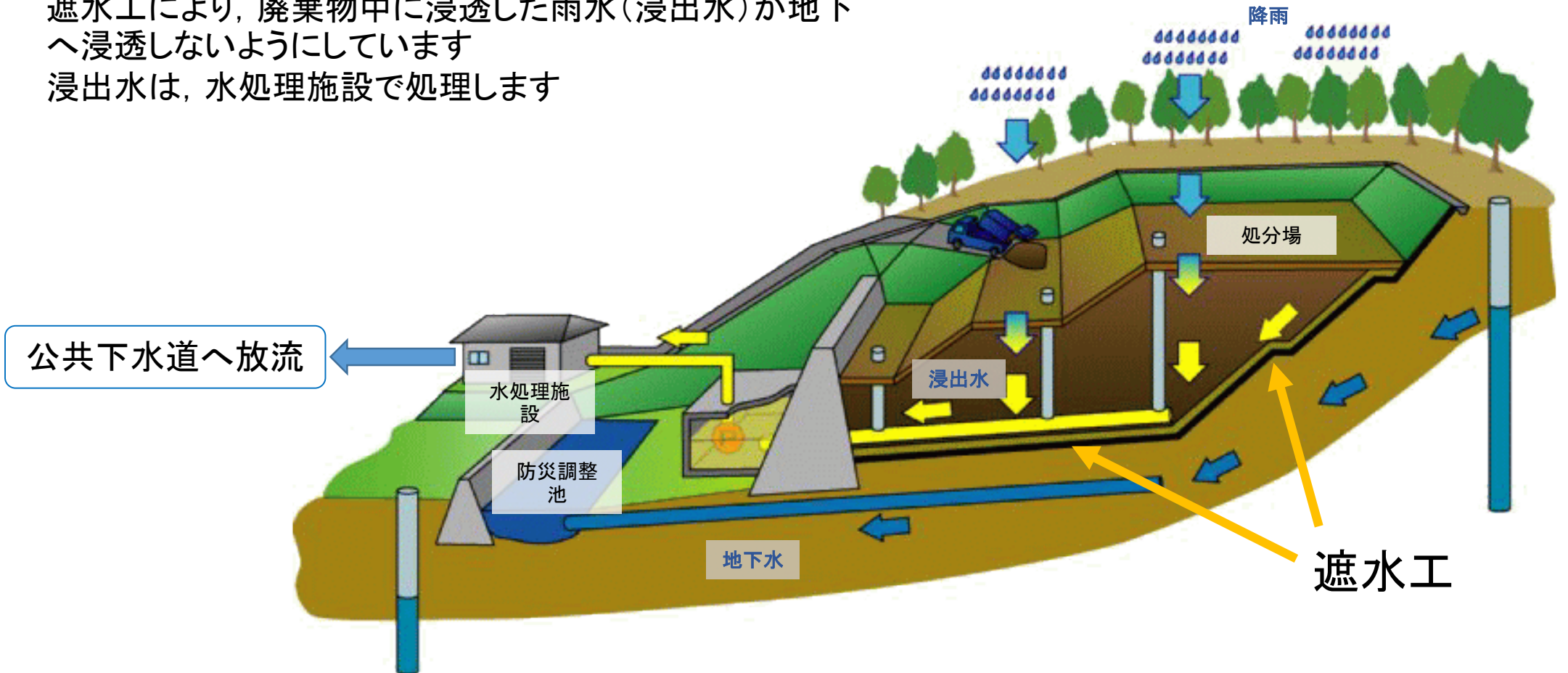
※「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」で定められた基準
※処分場により, 埋立てる品目は異なります

(出典)新産業廃棄物最終処分場のあり方に関する基本方針
(令和元年8月)

廃棄物処理の現状④

管理型最終処分場とは

遮水工により、廃棄物中に浸透した雨水(浸出水)が地下へ浸透しないようになっています
浸出水は、水処理施設で処理します



※出典 特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会
「最終処分場のいろは」 一部加筆

廃棄物処理の現状⑤

最終処分(埋立て)される産業廃棄物

○廃棄物の再生利用, 減量化を進めていますが, どうしても再生利用できない廃棄物は最終処分(埋立て)が必要になります

〔管理型最終処分場で処分される産業廃棄物の種類(一部)〕

				
ばいじん	燃え殻	無機性汚泥	ガラス陶磁器くず (廃石こうボード)	建設混合廃棄物
すすを集めたもので, 製紙工場のボイラーや廃棄物焼却施設等から発生	工場のボイラーや炉, または, 廃棄物焼却施設等から発生	工事現場のボーリングの際や, 上水道の浄化施設等から発生	ガラスくず, 耐火レンガくず, 陶磁器くず, 廃石こうボード等 (写真は)家屋等の解体工事から出た廃石こうボード	家屋解体現場で発生する残さ物。細かすぎてリサイクルに向かないもの

(写真提供:エコフロンティアかさま)